# 【後退用地寄附手続きの流れ】

後退用地寄附の流れは、下のフローをご確認ください。

申請場所やタイミングにより、整備要件等が異なりますので、狭あい協議完了後、まずはLogoフォームより後退用地寄附の事前相談を提出してください。

狭あい道路後退用意寄附申出書類の事前相談 https://logoform.jp/form/FUQz/181066



### 申出人



狭あい道路拡幅整備協議申出書(公道 用)及び、後退用地寄附申出書(公道 用)の提出

申出人へ是正内容をお伝えします。

#### ① まちづくり局建築審査課にて

申出書類の審査



現場が出来上がった後 申出書類を送付 現地や書類に不備がある場合 書類を返送

### ② 各区役所道路公園センターにて

- 申出書類の確認
- 現地調査

※現地調査が完了し、寄附受納が可能だと 判断した後に、登記用図書(P14、P15)や内 諾書(P13)等が必要な場合、道路公園セン ターから御連絡いたします。



受納できる場合書類を送付

## ③ 建設緑政局管理課にて

- 申出書類の確認
- ・道路法の手続き(道路の区域変更等)
- 申出人へ寄附受納の決定通知を送付
- ・市が分筆登記を行う場合の測量、抵当権等の抹消

※測量図作成後、申出人へ登記用図書 (P14、P15)を送付いたします。管理課が受付をしてから登記完了まで3年以上の期間を要する場合があります。



登記完了後

※フロー内のページ数は、 資料『後退用地寄附を希望される皆様へ』 のページ数です。

申出人へ登記完了の通知を送付いたします。